

「装置型式指定実施要領について（依命通達）」等の一部改正について

令和 8 年 9 月
物流・自動車局
審査・リコール課

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」（以下「協定」という。）に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 198 回会合において、「軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則（第 154 号）」等の改訂が採択されたことに加え、「ドライバーの眠気監視警報に係る協定規則（第 182 号）」及び「先進運転者注意散漫警告システムに係る協定規則（第 183 号）」の採用に伴い、特定装置として眠気警報装置を備える場合は協定規則第 182 号の要件、脇見警報装置を備える場合は協定規則第 183 号の要件を適用することとなり、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の改正が行われた。

加えて、令和 7 年 3 月より実施している申請書類の削減などの認証に係る手続の簡素化及び合理化の検討及び見直しについて、引き続きの検討を行った。

これらを踏まえ、以下に掲げる事項について、次に掲げる通達の一部を改正する。

- ・「装置型式指定実施要領について（依命通達）」（平成 10 年 11 月 12 日付自技第 215 号、自審第 1253 号、自環第 222 号。以下、「装置型式指定実施要領」という。）
- ・「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成 10 年 11 月 12 日付自審第 1252 号。以下、「自動車型式認証実施要領」という。）
- ・「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（依命通達）」（平成 28 年 6 月 30 日付国自審第 535 号。以下、「多仕様自動車型式指定実施要領」という。）
- ・「共通構造部（協定規則第 0 号）型式認証実施要領について（依命通達）」（平成 31 年 3 月 29 日付国自審第 2109 号。以下、「共通構造部（協定規則第 0 号）型式指定実施要領」という。）
- ・「共通構造部型式指定実施要領について（依命通達）」（平成 28 年 6 月 30 日付国自審第 534 号。以下、「共通構造部型式指定実施要領」という。）
- ・「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成 10 年 11 月 12 日付自審第 1255 号。以下、「輸入自動車特別取扱」という。）

2. 改正の概要

(1) 「装置型式指定実施要領」の一部改正

- ① 以下の協定規則の改訂に伴い、装置型式指定基準において直接引用している協定規則番号の改正を行う。
 - ・「軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則（第 154 号）」
 - ・「ディフューストラテジー防止装置に係る協定規則（第 168 号）」
 - ・「ハイブリッド電気自動車および推進用電気機械を 2 台以上搭載した純電気自動車のシステム出力の決定に係る協定規則（第 177 号）」
- ② 「眠気警報装置」及び「脇見警報装置」が装置型式指定の対象となることに伴い、当該装置に係る装置型式指定基準を追加する。※ 1
- ③ 協定の細目 1（製造の適合性に関する手続）に基づく適合証明書（以下、COP ステートメント）の交付に係る規定を追加し、申請により COP ステートメントの交付が行えるよう改正する。

(2) 「自動車型式認証実施要領」の一部改正

- ① 「軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則（第 154 号）」の改訂に伴い、提出書面のうち諸元表第 3 号様式の 1 及び第 3 号様式の 3 に「一充填走行距離」、「供給停止圧力」及び「認可使用可能バッテリーエネルギー」を追加するとともに、記載要領を定めた。
- ② 外観図の記載要領について、審査や検査で必要としない項目の見直しと、測定を要しない車種の明確化を図った。
- ③ 附則 9 「輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法」の取扱いについて、明確化を図った。
- ④ 検査対象外軽自動車等の最高速度試験について、実施を省略できることとした。
- ⑤ 第一種一般原動機付自転車の速度計目盛りの表示について、指導基準を廃止した。

(3) 「多仕様自動車型式指定実施要領」の一部改正

- ① 「軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則（第 154 号）」の改訂に伴い、提出書面のうち、別記様式及び第 2 号様式の 2 に「一充填走行距離」、「供給停止圧力」及び「認可使用可能バッテリーエネルギー」を追加するとともに、記載要領を定めた。
- ② 別記様式について、眠気警報装置及び脇見警報装置を追加した。

(4) 「共通構造部（協定規則第 0 号）型式指定実施要領」の一部改正

- ① 装置型式指定実施要領と同様に申請により COP ステートメントの交付が行えるよう改正する。

(5) 「共通構造部型式指定実施要領」

- ① 別記様式について、眠気警報装置及び脇見警報装置を追加した。

(6) 「輸入自動車特別取扱」の一部改正

- ① 型式指定車等においては、諸元表第 3 号様式については欧州車両型式認証制度（WVTA）

とも整合性を図るものと見直しを行ったところ。今回、輸入自動車特別取扱の自動車についても同様の見直しを図った。※2

- ② 外観図の記載要領について、審査や検査で必要としない項目の見直しと、測定を要しない車種の明確化を図った。
- ③ 型式指定車等で精査を行った検査時に注意する事項について、輸入自動車特別取扱の自動車についても同様の見直しを図った。

3. スケジュール

公布：令和8年9月30日

施行：公布の日

※1 令和8年10月20日以降の型式指定申請

※2 令和9年4月1日以降の新規届出